○農林水産省告示第二千三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県室戸市吉良川町字若宮乙五一七九の一、佐喜浜町字青ケ谷五七〇五のロ、室戸岬町字トヲエサキ一〇九、字トヲエ谷一五一のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字若宮乙五一七九の一・字青ケ谷五七〇五のロ・字トヲエサキ一〇九・字トヲエ谷一五一のイ（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市和田字手洗川山三九五六の八から三九五六の一二まで、三九五六の一五から三九五六の二二まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県南国市桑ノ川字井ノ久保一〇七、一〇九、一一〇、一一一の一、一一一の二、一一二、三九七のイの一から三九七のイの四まで、三九七の二の三、三九七の五、三九七の六、字切抜一二〇から一二四まで、字大サコ一二五、一二六、字ヌタノサコ三九三の一、字ヤ子松四〇〇のイ、高岡郡中土佐町大野見島ノ川四四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに南国市役所及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県二戸郡一戸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百七十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月十三日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4621号	航海用レーダー	古野電気株式会社	①型式を構成する送受信部にフィルターの追加 ②型式を構成する表示器にオプションのモニターを追加
第4622号	〃	〃	第4621号に同じ
第4633号	〃	〃	第4621号に同じ
第4634号	〃	〃	第4621号に同じ
第4635号	〃	〃	①型式を構成する送受信部にフィルターの追加 ②型式を構成する送受信部のマグネトロンの変更 ③型式を構成する表示器にオプションのモニターを追加
第4655号	〃	〃	型式を構成する表示器にオプションのモニターを追加
第4664号	〃	〃	第4655号に同じ
第4675号	〃	〃	第4621号に同じ
第4676号	〃	〃	第4655号に同じ
第4821号	〃	〃	型式を構成する送受信部にフィルターの追加
第4822号	〃	〃	第4821号に同じ
第4823号	〃	〃	①型式を構成する送受信部にフィルターの追加 ②型式を構成する送受信部のマグネトロンの変更
第4824号	〃	〃	第4823号に同じ

○国土交通省告示第千二百七十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年十一月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月十三日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5019号	電子海図情報表示装置	ＪＡＮ－2000	日本無線株式会社	型式を構成する操作部の変更